

第7号議案

中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例

(中間市財政運営基本条例の一部改正)

第1条 中間市財政運営基本条例（令和4年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「中間市行橋市競艇組合」を「中間市行橋市ボートレース組合」に改める。

第9条の見出し中「損失補償等」を「損失補償」に改める。

第10条中「もとで」を「下で」に改める。

第12条第1項中「民間の」を「民間等の」に改める。

第15条第1項中「健全化判断比率が」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に規定する健全化判断比率（以下単に「健全化判断比率」という。）が同法第2条第5号に規定する」に改める。

第17条中「、その他の」を「その他の」に改める。

第18条第3項中「による」を「により」に改め、同項第1号中「収支」を「収入」に改め、同条第4項中「、12月1日」を「12月1日」に改め、「（平成19年法律第94号）」を削る。

(中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部改正)

第2条 中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例（令和5年中間市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金積立基金条例

第1条中「充当する」を「充てる」に、「中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金」を「中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金積立基金」に改める。

第2条中「中間市行橋市競艇組合事業収入配分金」を「中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金」に改める。

第4条及び第6条中「この」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市財政運営基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(財源の確保等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>中間市行橋市ボートレース組合</u>からの事業収入配分金は、教育事業、福祉事業等の行政サービス充実のための財源とする。</p> <p>(損失補償の原則禁止)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(費用分担の基本的な考え方)</p> <p>第10条 市の事務及び事業(以下「事業等」という。)は、他の当事者又は関係者の権限及び責任並びに受益の有無及び程度を踏まえ、適切な役割分担の下で必要な費用が適切に負担されることにより、行われなければならない。</p> <p>(事業等に係る留意事項)</p> <p>第12条 事業等のうち民間等が担うことができるものは、民間等に委ねることを基本とし、市が事業等を実施する場合においても、事業等の質の維持向上及び経費の抑制を図ることができるよう、<u>民間等の視点を重視し</u>、事業等の在り方について不断の見直しを行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(財源の確保等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>中間市行橋市競艇組合</u>からの事業収入配分金は、教育事業、福祉事業等の行政サービス充実のための財源とする。</p> <p>(損失補償等の原則禁止)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(費用分担の基本的な考え方)</p> <p>第10条 市の事務及び事業(以下「事業等」という。)は、他の当事者又は関係者の権限及び責任並びに受益の有無及び程度を踏まえ、適切な役割分担のもとで必要な費用が適切に負担されることにより、行われなければならない。</p> <p>(事業等に係る留意事項)</p> <p>第12条 事業等のうち民間等が担うことができるものは、民間等に委ねることを基本とし、市が事業等を実施する場合においても、事業等の質の維持向上及び経費の抑制を図ることができるよう、<u>民間の視点を重視し</u>、事業等の在り方について不断の見直しを行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(財政健全化に係る目標の設定)

第15条 市の財政運営は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項に規定する健全化判断比率(以下単に「健全化判断比率」という。)が同法第2条第5号に規定する早期健全化基準に定める数値以上の数値とならないことを目標として、これを行うものとする。

2 (略)

(状況認識の共有等)

第17条 市長は、副市長その他の市の職員に対し、財政の現況及び将来の見通し並びに財政運営の目標について周知の徹底を図るよう努めなければならない。

(財政状況の公表)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により6月1日に公表する財政事情書においては、前年度10月1日から同年度3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 収入及び支出の状況

(2)～(5) (略)

4 第1項の規定により12月1日に公表する財政事情書においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算における収支の状況並びに当該決算に

(財政健全化に係る目標の設定)

第15条 市の財政運営は、健全化判断比率が早期健全化基準に定める数値以上の数値とならないことを目標として、これを行うものとする。

2 (略)

(状況認識の共有等)

第17条 市長は、副市長、その他の市の職員に対し、財政の現況及び将来の見通し並びに財政運営の目標について周知の徹底を図るよう努めなければならない。

(財政状況の公表)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による6月1日に公表する財政事情書においては、前年度10月1日から同年度3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 収支及び支出の状況

(2)～(5) (略)

4 第1項の規定により、12月1日に公表する財政事情書においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算における収支の状況並びに当該決

基づく健全化判断比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項に規定する資金不足比率を明らかにするものとする。

5 (略)

算に基づく健全化判断比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項に規定する資金不足比率を明らかにするものとする。

5 (略)

(第2条関係)

中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="286 368 1077 400"><u>中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金積立基金条例</u></p> <p data-bbox="248 456 331 488">(設置)</p> <p data-bbox="203 501 1122 619">第1条 教育事業、福祉事業等の行政サービス充実の財源に<u>充てる</u>ため、<u>中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金積立基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="248 675 331 707">(積立)</p> <p data-bbox="203 719 1122 837">第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とし、<u>中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金</u>をもって充てる。</p> <p data-bbox="248 893 477 925">(運用益金の整理)</p> <p data-bbox="203 938 1122 1013">第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>基金</u>に繰り入れるものとする。</p> <p data-bbox="248 1069 331 1101">(処分)</p> <p data-bbox="203 1114 1122 1189">第6条 基金は、第1条に規定する費用に充てるとき以外は、処分することができない。</p>	<p data-bbox="1234 368 1906 400"><u>中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例</u></p> <p data-bbox="1196 456 1279 488">(設置)</p> <p data-bbox="1151 501 2069 619">第1条 教育事業、福祉事業等の行政サービス充実の財源に<u>充当する</u>ため、<u>中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1196 675 1279 707">(積立)</p> <p data-bbox="1151 719 2069 837">第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とし、<u>中間市行橋市競艇組合事業収入配分金</u>をもって充てる。</p> <p data-bbox="1196 893 1424 925">(運用益金の整理)</p> <p data-bbox="1151 938 2069 1013">第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金</u>に繰り入れるものとする。</p> <p data-bbox="1196 1069 1279 1101">(処分)</p> <p data-bbox="1151 1114 2069 1189">第6条 <u>この基金</u>は、第1条に規定する費用に充てるとき以外は、処分することができない。</p>